

認知症対応型共同生活介護

介護予防認知症対応型共同生活介護

短期利用認知症対応型共同生活介護

介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護

サービス利用契約書

認知症対応型共同生活介護サービス提供事業所 さわやかグループホーム可児を利用するにあたり、要介護認定及び要支援2(以下「要介護等」といいます。)の認定を受けた利用者(以下「利用者」といいます。)と社会福祉法人慈恵会(以下「事業者」といいます。)は、本契約を締結します。

(契約の目的)

- 第1条 事業者は、介護保険法等の関係法令及びこの契約に従い、利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話など重要事項説明書において同意を得たサービスを提供します。
- 2 事業者は、サービス提供にあたって、利用者の要介護等状態に配慮すると共に、利用者の被保険者証に記載された認定審査会意見に従ってサービスを提供します。

(契約期間)

- 第2条 この契約の有効期間は、契約締結日から要介護認定等有効期間の満了日までとします。
- 2 契約期間の満了の1ヶ月前までに利用者から契約終了の申し入れがない場合には、本契約は同じ条件で更新されるものとします。
- 3 本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、更新前の契約期間の満了日の翌日から更新後の要介護等認定有効期間の満了日までとします。
- 4 契約期間満了日以前に利用者が要介護等状態区分の変更の認定を受け、要介護等認定有効期間の満了日が更新された場合更新後の要介護等認定有効期間の満了日をもって契約期間の満了日とします。
- 5 短期利用認知症対応型共同生活介護サービス及び介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護サービスに関しては、1ユニットの定員の枠内で1名を限度として、あらかじめ連続30日以内の期間を定め利用できます。

(認知症対応型共同生活介護サービス・介護予防認知症対応型共同生活介護サービス計画の作成変更)

- 第3条 事業者は、計画作成担当者に利用者のための認知症対応型共同生活介護サービス・介護予防認知症対応型共同生活介護サービス計画(以下「認知症対応型共同生活介護サービス計画等」という。)を作成に関する業務を担当させます。
- 2 計画作成担当者が認知症対応型共同生活介護サービス計画等を作成する際には、利用者、利用者の後見人、利用者の家族又は身元引受人(以下「利用者の家族等」といいます。)及び従業者、他の職種と協議の上利用者の有する能力、そのおかれている環境等の評価を通じて、解決すべき課題

を把握し、援助の目的や当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した同計画を作成します。

- 3 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護サービス計画等実施後、随時同計画の見直しの機会を設けるとともに、同計画の実施状況を把握し、必要に応じて同計画を変更します。
- 4 利用者、利用者の家族等は、計画作成担当者に対し、いつでも認知症対応型共同生活介護サービス計画等の変更を申し出ることができる。その場合、計画作成担当者は利用者の希望を踏まえて、できる限り同計画に反映させます。
- 5 認知症対応型共同生活介護サービス計画等を作成・変更する際には、計画作成担当者が計画案又は変更案の段階で、利用者、利用者の家族等立会いの上、同計画案を説明し、同意を得て、同計画を交付します。
- 6 担当の介護支援専門員及び地域包括支援センター職員（以下「介護支援専門員等」という。）から短期入所及び予防短期入所認知症対応型共同生活介護サービス計画等の提出の求めがあった場合はそれに応じます。

（サービスの内容）

- 第4条 事業者は、利用者に対し作成された認知症対応型共同生活介護サービス計画等に基づき重要事項説明書に記載の各種介護サービスを提供します。
- 2 事業者は、利用者のための認知症対応型共同生活介護サービス計画等が作成されるまでの間は、利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を送られるよう配慮し、適切な各種サービスを提供します。

（利用料の受領）

- 第5条 事業者は、各種介護保険給付サービス及び各種介護保険給付外サービスを提供した場合は、利用者から重要事項説明書の記載に基づき利用料等の支払いを受けます。
- 2 事業者は、その提供するサービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、そのサービス内容及び利用料を説明し、利用者の同意を得るものとします。
 - 3 事業者は、利用者が事業者に支払うべきサービスに要した費用について、利用者が介護サービス費として市町村から支給を受ける額の限度において、利用者にかわって市町村から支払いを受けます。（以下「法定代理受領サービス」といいます。）
 - 4 事業者は利用者がサービスの利用をキャンセルするときは、重要事項説明書に記載のキャンセル料を請求できるものとします。
 - 5 事業者は利用者に対し、月末締め翌月15日以降に利用料等の請求をします。請求書には利用者が利用したサービスの種類ごとに利用回数、利用単位の内訳、介護保険適用の有無等を明示します。
 - 6 事業者は利用者から翌月27日までに当月の利用料等の支払いを受けます。
 - 7 事業者は、利用者から利用料等の支払いを受けた後、利用者に対して領収書を発行します。

（保険給付請求のための証明書の交付）

- 第6条 事業者は、法定代理受領サービスに該当しない介護保険給付サービスを提供した場合において、利用者から利用料の支払いを受けた場合は、利用者に対してサービス提供証明書を交付しま

す。

- 2 サービス提供証明書には、事業者が提供したサービスの種類、内容、利用単位、費用等を記載します。

（利用料の滞納）

第7条 利用者が、正当な理由なく事業者を支払うべき利用料の自己負担分を1ヶ月以上滞納した場合には、事業者は利用者に対し、1ヶ月以上の期間を定めて支払いを催促し、期間内にその支払いがない場合には、この契約を解除する旨の催告や法的処置を講ずることができます。

- 2 事業者は、前項の措置を講じた上で、利用者が期間内に滞納額の支払いをしなかったときは、文書をもってこの契約を解除することができます。

（居室の利用）

第8条 利用者が利用する居室は、一人部屋です。ただし、利用者に必要と認められる場合は、二人とすることができます。

（金銭等の管理）

第9条 事業者は、利用者の現金、預貯金、その他財産管理を行いません。

- 2 利用者個人が管理する金銭、貴金属が紛失した場合は、責任を負いません。

（利用者の解除権）

第10条 利用者は事業者に対し、いつでもこの契約の解除を申し入れることができます。この場合には、1ヶ月以上の予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日にこの契約は解除されます。

（事業者の解除権）

第11条 事業者は、利用者が次の各号に該当する場合には、予告期間をもって契約を解除することができます。

- (1) 利用者が要介護認定等において非該当又は要支援1と認定された場合
- (2) 第7条に該当した場合
- (3) 利用者の行動が、他の利用者の生命又は健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、事業者において十分な介護を尽くしてもこれを防止できない場合
- (4) 利用者が重大な自傷行為を繰り返すなど、自殺をするおそれが極めて大きく、事業者において十分な介護を尽くしてもこれを防止できない場合
- (5) 利用者が故意に法令違反その他重大な秩序破壊行為をなし、改善の見込みがない場合
- (6) 利用者、利用者の家族等が従業者に対してハラスメントと認められる行為をなし、改善の見込みがない場合
- (7) 伝染病疾患などにより、他の利用者の生活又は健康に重大な影響を及ぼす恐れがある場合

（契約の終了）

第12条 次に掲げるいずれかの理由が発生した場合は、この契約は終了します。

- (1) 利用者が死亡した場合

- (2) 第2条の規定に基づき契約期間満了日の1ヶ月前までに利用者から更新拒絶の申し出があり、かつ契約期間が満了した場合
- (3) 利用者が第10条の規定に基づき、契約の解除を通告し、予定期間が満了した場合
- (4) 事業者が第7条第2項の規定に基づき、契約の解除を通告し、予定期間が満了した場合
- (5) 事業者が第11条の規定に基づき、契約を解除した場合
- (6) 利用者の要介護状態区分等が非該当又は要支援1と認定された場合
- (7) 利用者が介護保険施設等に入居した場合又は病院等に長期入院した場合

(契約終了後の対応と清算)

第13条 この契約終了後、利用者はただちに事業所を退居します。

- 2 契約期間中に契約が終了した場合、サービスの未給付分について事業者がすでに受領している利用料があるときは、事業者は利用者に対し、相当額を返還します。
- 3 この契約の終了により利用者が事業所を退居することになったときは、事業者はあらかじめ利用者の受入先が決まっている場合を除き、他の居宅サービス事業所に対する情報の提供と併せて、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

(身元引受人)

第14条 身元引受人は、次の各号の責任を負います。

- (1) 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力すること
- (2) 契約終了の場合、事業者と連携して利用者の状態に見合った適切な受入先の確保等に努めること
- (3) 利用者が死亡した場合、遺体及び慰留金品の引受、その他の必要な措置を行うこと
- (4) 利用料等の支払いが遅滞した場合、極度額150万円の範囲内で連帯して支払うこと

(身体拘束・虐待の禁止)

- 第15条 事業者は、原則として身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を行いません。ただし、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。行動を制限する場合は、社会福祉法人慈恵会 身体拘束廃止マニュアルに基づき、利用者、利用者の家族等に十分な説明を行い、同意を得るとともにその態様及び期間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由及び経過について記録します。
- 2 事業者は、社会福祉法人慈恵会 虐待防止マニュアルに基づき、従業者への教育を徹底するとともに、いかなる場合においても利用者に対する虐待は行いません。

(秘密の保持)

- 第16条 事業者及びその従業者は、正当な理由なく業務上知り得た利用者、利用者の家族等の秘密を洩らしません。
- 2 事業者は、事業所の従業者が退職後、在職中に知り得た利用者、利用者の家族等の秘密を洩らすことがないように必要な措置を講じます。
 - 3 事業者は、市町村や、他の居宅サービスの事業所その他の保健医療サービス及び福祉サービスを

提供する者に対して、利用者、利用者の家族等に関する情報提供の必要がある場合には、必要な情報を提供します。

（個人情報の管理）

第17条 事業者は、社会福祉法人慈恵会 個人情報管理規程に基づき、利用者、利用者の家族等の個人情報を厳正に取り扱います。

（相談・苦情等への対応）

第18条 利用者、利用者の家族等は、事業者が提供するサービス等に相談や苦情がある場合、いつでも重要事項説明書に記載の苦情受付窓口にお問い合わせ及び苦情を申し立てることができます。その場合、事業者は社会福祉法人慈恵会 苦情対応マニュアルに基づき、すみやかに事実関係を調査するなど、迅速かつ適切に対応し、サービスの改善及び向上に努めます。

- 2 事業者は、利用者、利用者の家族等から相談及び苦情申し立てがなされたことをもって、利用者、利用者の家族等に対して不利益、差別的な扱いを行いません。
- 3 事業者は、提供したサービスに関して、市町村からの質問・照会・文章の提供の求めに応じ、苦情に関する調査に協力します。なお、市町村からの指導又は助言を得た場合は、それに従い必要な改善を行います。

（事故発生時の対応及び損害賠償）

第19条 事業者は、利用者に対するサービスの提供にあたって事故が発生した場合は、社会福祉法人慈恵会 リスクマネジメントマニュアルに基づき、利用者の家族等にすみやかに報告し、必要な措置を講じます。

- 2 事業者はサービスの提供にあたって故意又は過失により、利用者に与えた損害に対し、責任を負います。その損害賠償内容については、双方協議の上これを定めます。ただし、利用者に故意又は過失が認められ、かつ利用者の置かれた心身の状況を勘案して相当と認められる場合には、損害賠償額を減ずることができるものとします。
- 3 事業者は、自己の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、損害賠償責任を負いません。
 - (1) 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
 - (2) 利用者が、サービスの実施のため必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
 - (3) 利用者の急激な体調の変化等、事業者が実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合
 - (4) 利用者が、事業者及びサービス従業者の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合
- 4 利用者の故意又は過失により、施設、職員などに生じた損害については、利用者又は身元引受人にその責任を負担して頂きます。その場合の賠償内容については双方協議の上でこれを定めます。

（衛生管理）

第20条 事業者は、サービスに使用する備品・器具等の清潔保持に努め、定期的に消毒を実施するなど、常に衛生管理に留意します。

2 事業所は、従業者に対して、衛生管理及び感染症、その他必要な知識及び技術の習得に努めさせます。

3 利用者は、事業所の清潔、整頓、その他の環境衛生の保持のために事業所に協力します。

（情報の公開）

第21条 事業所は、現状を多角的に分析して改善すべき点を発見し、質を高める契機とするために、定められた評価項目等に基づき自己評価や外部評価を定期的の実施し、利用者、利用者の家族等に説明します。また、情報提供項目については、市町村へ定期的に提出し、内容については掲示します。

（地域との連携）

第22条 事業者は、市町村及び地域包括支援センターとの関わり、地域との連携及び交流の促進を図るため、運営推進会議を定期的に開催します。

（サービス記録）

第23条 事業者は、利用者に対するサービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から社会福祉法人慈恵会 定款施行細則に定める期間において保存します。

2 利用者、利用者の家族等は、事業者に対し事項の記録の閲覧・複写を求めることができます。それに対し事業者は、社会福祉法人慈恵会 個人情報管理規程に基づき対応します。なお複写の場合、事業者は実費相当額を請求者に請求することができます。

（緊急時の対応）

第24条 事業者は、利用者の急激な体調の変化又は怪我等により、緊急に診察・治療が必要となった場合、社会福祉法人慈恵会 リスクマネジメントマニュアルに基づき、利用者の主治医又は事業者が契約している協力医療機関においてすみやかに必要な治療等が受けられるように措置を講じ、利用者の家族等へ連絡をします。なお、この対処方法については、医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、見直しを行うものとします。

（非常災害時の対応）

第25条 事業者は、サービスの提供中に天災その他の災害等の事態が生じた場合は、事業者が定める防災計画に基づき、利用者の避難等安全を確保するための必要かつ適切な措置を講じます。

2 事業者は、非常災害時の対応の具体的な対応方法、避難経路及び関係機関との連携を随時確認します。

3 事業者は、非常災害時の対応に備え、定期的に防災訓練を行います。

（契約に定めのない事項）

第26条 本契約に定めのない事項について疑義が発生したときは、介護保険法その他諸法令の定めると

ころに従い利用者、利用者の家族等との協議の上、誠意をもって解決するものとします。

本契約を証するため、利用者及び事業者は署名又は記名押印のうえ、本契約書を2通作成し、それぞれ1通ずつ保有します。

令和 年 月 日

《 利用者 》

私は、以上の契約の内容について説明を受け、その内容を理解し、本契約を申込みます。

住所 _____

氏名 _____ 印

電話番号 ()

《 署名代行者 》

下記の理由により、利用者の意思を確認した上、上記署名を代行しました。

＜署名代行理由: _____＞

住所 _____

氏名 _____ 印

利用者との関係 _____

電話番号 ()

《 身元引受人 》

私は、以上の契約につき説明を受け、身元引受人の責任について理解しました。

住所 _____

氏名 _____ 印

利用者との関係 _____

電話番号 ()

《 後見人等 》

私は、以上の契約につき説明を受け、後見人等の責任について理解しました。

住所 _____

氏名 _____ 印

利用者との関係 _____

電話番号 ()

《 サービス事業者 》

当事業者は、利用者の申込みを受け、本契約に定める義務を誠実に履行します。

所 在 地 〒505-0011

岐阜県美濃加茂市下米田町東栃井81番地2

名 称 社会福祉法人 慈恵会

代表者 理事長 山 田 実 貴 人 印